

## タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果について (東京都特別区・武三地区)

東京都特別区・武三地区におけるタクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、令和6年5月24日付けで一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会及び東京運輸支局が公表を行ったところですが、今般、一定の改善状況に達していないと認められる事業者及び改善状況が確認できない事業者を対象に調査した結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

### 1. 調査の概要

運賃改定後(令和4年12月～令和5年5月の実績)のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる事業者(下記①又は②に該当する事業者)又は改善状況が確認できない事業者(下記③に該当する事業者)を対象にヒアリング等調査を実施した。

- ①改定による賃金改善率0%未満の事業者(一般運転者一人平均)
- ②営業収入に占める賃金支給率が低下した事業者(一般運転者)
- ③調査表を提出していない事業者

### 2. 調査対象事業者数

	改定事業者数	1. ①に該当	1. ②に該当	1. ③に該当	調査対象事業者
特別区・武三地区	288社	0社	20社	1社	21社

### 3. 調査結果

- 1. ②に該当した20社のうち18社(※)に対してヒアリング等調査を実施した結果、やむを得ない事由により賃金支給率が低下したことが確認できたため、指導対象から除外した。

※1. ②に該当した20社のうち2社については、事業譲渡譲受に伴い廃業したため、ヒアリング等調査の対象から除外した。

(指導対象から除外した主な事由)

- ① 労働時間の短縮に伴い、賃金支給率が低下したもの
- ② 運賃改定前の期間において新型コロナウイルス禍の影響により営業収入が減少し、運転者の賃金を確保するため本来の歩合率よりも高い割合で賃金を支給していたもの

- 1. ③に該当した1社に対してヒアリング等調査を実施した結果、労働条件の改善が図られていることが確認できたため、指導対象から除外した。

【用語について】

1. 賃金改善率

$$\left[ \frac{\text{一般運転者に係る  
令和4年12月～令和5年5月の運転者1人の平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る  
令和3年12月～令和4年5月の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

2. 賃金支給率

$$\left[ \frac{\text{一般運転者に係る  
令和4年12月～令和5年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \right] \div \left[ \frac{\text{一般運転者に係る  
令和3年12月～令和4年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \right] \times 100$$

3. 一般運転者

定時制運転者等を除く一般的な乗務体制の運転者

<問い合わせ先>

東京運輸支局輸送担当

担当者 佐藤・山口

連絡先 03-3458-9231(内線1)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)